

# 令和8年度山形県食品安全モニター募集要項

## 第1 趣旨

山形県食品安全モニター（以下「モニター」といいます。）は、食品表示の適正化のため、消費者の方々に日常の買い物などの中で食品表示を日常的にモニタリング（確認）していただくことを目的として、山形県（以下「県」といいます。）が設置するものです。

## 第2 活動内容

### （1）食品表示状況のモニター及び報告

県内の食品販売店において、月3店舗程度、食品表示の状況をモニタリングしていただき、その結果を毎月1回報告していただきます。

### （2）著しく不適正な食品表示に関する情報提供

食品に表示されている原産地や原材料等の状況について著しく不適正なものを見つけた場合は、具体的な内容を速やかに食品安全衛生課まで情報提供していただきます。

なお、プライバシーの保護や公正中立な活動の確保の観点から、モニターの氏名、住所等は非公開とします。

## 第3 委嘱の期間

令和8年7月1日から令和9年2月28日まで

## 第4 応募

### （1）応募資格

モニターに応募できる方は、次の①から③の条件を全て満たす方とします。これらの条件に該当しないと判断された場合は、応募されても委嘱いたしません。

- ① 令和8年4月1日現在、満18歳以上である方
- ② 山形県内に居住されている方
- ③ 県が開催する研修会に参加可能な方

### （2）委嘱予定人数

26名程度を予定しています。なお、応募者の状況により選考したうえで委嘱を行います。

### （3）応募方法

- ① 電子申請サービス又は所定の応募用紙より、食品安全衛生課まで応募してください。
- ② 電子申請サービスは下記 URL 又は二次元コードよりご利用いただけます。また県のホームページからもアクセスできます。

二次元コード ▶

[https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=19210](https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19210)



③ 応募用紙は県庁、各総合支庁の総合窓口等へ設置しています。また、県のホームページからもダウンロードできます。

### ④ 応募先（応募用紙は郵送又はFAXで御応募ください）

山形県 防災くらし安心部 食品安全衛生課

【郵送】〒990-8570 山形市松波2-8-1

【FAX】023-624-8058

なお、提出いただいた応募用紙は返却しませんのであらかじめ御了解ください。

#### ④ 応募期間

令和8年4月6日（月）～令和8年5月15日（金） ※必着のこと

#### （4）同意書

モニターの候補となった方には、県から同意書を送付いたしますので、署名のうえ返送してください。期限内に同意書の提出がない場合には委嘱いたしません。

なお、応募者多数により選考から漏れた方には、特段の通知はいたしませんので、あらかじめ御了解ください。

### 第5 研修会の開催

モニターを委嘱予定の方を対象に、モニタリングの方法等についての研修会を開催します。研修会に出席いただくことがモニター委嘱の条件となりますので、あらかじめ御了解ください。

なお、研修会は年2回（6月、11月の平日午後）、県内4会場（各総合支庁）での開催を予定しております。

### 第6 活動にあたっての遵守事項

モニターとして活動いただくに際しては、次の事項の遵守をお願いいたします。

- （1）モニターは、公正中立な立場で活動を行う必要があります。したがって、食品販売業者、食品製造業者等からいかなる利益及び便宜の供与も受けることはできません。
- （2）モニターの活動は、日常の買物などの中で行うことが原則となっています。また、モニターは、法律に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていません。したがって、販売店内での写真撮影、伝票の閲覧の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動をとることがないように十分に注意願います。

なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合は、モニターの委嘱を取り消す場合もありますので御注意ください。規定された活動以外の活動（※）により、食品販売店に損害が生じたり、問題が発生した場合は、個人の責任で対応していただくこととなりますので、御注意願います。（※例えば、モニター活動により得た情報を、県以外の第三者に提供する等）

### 第7 謝礼

モニターの皆様には委嘱期間の終了後、謝金をお支払いいたします。（年額8,000円）

なお、任期途中でモニターを辞任、あるいは委嘱を取り消した場合などは、謝金をお支払いできない場合もありますので、あらかじめ御了解ください。